



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.164
11月号

令和7年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰 田城理事が「産業廃棄物関係事業功労者表彰」を受賞

当協会の田城昇理事が、長年にわたり会員の資質向上や適正処理の推進に努め、産業廃棄物業界の発展と循環型社会の形成に寄与されたことが評価され、令和7年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰「産業廃棄物関係事業功労者表彰」を受賞されました。

環境大臣表彰式典は、10月31日に北海道札幌市のグランドメルキュール札幌大通公園において開催された「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の中で執り行われました。



【表彰される田城理事】



【田城理事】

< 功績内容 >

田城理事は、青年部創設時に中心的な役割を果たされ、副部長として組織基盤の確立に尽力されてこられました。その功績が高く評価され、平成20年に理事に就任。以後も協会活動に積極的に取り組み、平成22年から平成27年にかけては普及啓発・情報委員会委員長として、情報発信や啓発活動を牽引されました。さらに平成28年からは研修委員会委員長として、会員の資質向上と人材育成に力を注がれております。長年にわたり役員として培われた豊富な経験と信頼のもとに、協会の発展と業界の健全化に大きく寄与されております。

自社の株式会社タシロ清掃におかれましては、入社以来、廃棄物に関する研修会をはじめ、多様なセミナーに積極的に参加され、専門知識や技術の習得に努めるとともに、従業員の教育にも尽力されてこられました。代表取締役就任後は、地域社会との調和を重視した経営を実践され、社業の発展に大きく寄与されております。特に、廃棄物を扱う事業者として、騒音や悪臭など周辺環境への影響を最小限に抑える取り組みを継続的に行い、地域住民からの信頼を得るとともに、業界全体のイメージ向上にも貢献されております。また、社員の意識向上や技術力の強化を通じて、業界全体の健全な発展にも資する活動を行っておられます。

本制度は、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制、再使用、再生利用、熱回収の適切な推進、廃棄物の収集運搬・処分事業、浄化槽の設置・保守点検・清掃及び製造等の事業、ねずみ・衛生害虫等の防除及び清掃等による生活環境の改善、廃棄物処理技術に関する研究等に顕著な功績があった個人、企業、団体又は地区を表彰し、その功績をたたえ、もって循環型社会の形成、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理の推進その他生活環境の保全に資することを目的としています。本年度は田城理事をはじめ、全国で34名の産業廃棄物処理業関係者が、循環型社会形成推進功労者として受賞されました。

産業廃棄物処理業における実務者研修会を開催

10月28日(火)、栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、産業廃棄物処理業における実務者研修会を開催し、50名(会員33名、非会員2名、行政15名)が参加しました。

今年度も、長岡文明先生を講師にお迎えし、「廃棄物処理法に係る最近の制度改正と今後の方向性」をテーマに、最新の動向と実務への影響について、分かりやすく噛み砕いて解説いただき、多くの方が熱心に受講されていました。また、今後の研修会や事業運営等を参考にするため、別添のとおりアンケート調査を行いました。

【アンケート結果(抜粋)】

- ・法改正の情報に加え、狙いや背景などの考察も聞くことができ、貴重な内容でした。
- ・最近の制度改正と今後の方向性がよく分かる講義でした。
- ・法律の改正などを通して、よりよい環境づくりになると思いました。



【講義する長岡先生】



【会場風景】

【青年部】 視察研修会を実施しました

10月2日(木)、福岡県嘉瀬市の九州パーク株式会社と嘉穂郡桂川町の株式会社アールへの視察研修会を行い、福田部長をはじめ8名が参加しました。

○九州パーク株式会社

製材所等で発生する杉皮を粉碎・再利用し、堆肥や土壌改良資材を製造・販売しています。杉皮に有機質発酵補助材を加え、長期間の好気性発酵を経て生み出される製品は、持続性の高い高品質な資材として造園や農業など幅広く活用されています。また、廃木材を廃棄物として処理するのではなく、再び資源として循環させる仕組みを確立し、環境保全と地域の資源循環に大きく貢献しています。

○株式会社アール

環境コンサルティングや微生物薬剤の製造販売等を通じて環境改善事業を展開しています。排水や悪臭、汚染土壌などの環境課題に対し、独自に開発した微生物資材「Type-R」を用いて水質浄化や土壌改良を実施。さらに、九州工業大学との共同研究で開発した「微生物資材」や「自然接触資材」により、最終処分場などでの有害ガスや水質汚濁・土壌汚染の抑制・浄化にも取り組んでいます。



【説明風景】



【集合写真】

トップセミナーの開催

産業廃棄物処理業等に関わる環境の変化や社会的ニーズに対応するため、産業廃棄物処理業者の経営者層を対象に研修会を開催いたします。

今年度は、宇都宮中央法律事務所の澤田雄二弁護士を講師にお招きし、パワハラ・セクハラなどのハラスメント予防のための企業経営やハラスメント問題が起こった際の企業対応、裁判事例などについて解説をいただきます。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-622-7654

1. 日 時 令和7年12月1日（月）13：30～15：30
2. 会 場 栃木県教育会館 大会議室（3F）
宇都宮市駒生1-1-6 TEL 028-621-7177
3. 内 容 コンプライアンスの実務 ～現代的経営のために～
講 師 宇都宮中央法律事務所 弁護士 澤田 雄二 氏
4. 定 員 50名
5. 参加費 （公社）栃木県産業資源循環協会 会員／無料 非会員／3,300円（税込）

排出事業者における産業廃棄物の適正処理及び排出抑制に関する講習会の開催 ～サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けて～

国際的な資源需要の拡大と、地政学的リスクの高まりによる資源制約や気候変動などの環境制約から、サーキュラーエコノミーへの移行が国家戦略と位置付けられました。こうした動きを踏まえ、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルや適正処理を推進することを目的に、主として県内の産業廃棄物排出事業者の皆様を対象として、講習会を開催します。

参加を希望される方は、公益財団法人栃木県環境保全公社までお問い合わせください。TEL028-622-7654

1. 日 時 令和7年11月28日（金）14：00～（13：30受付開始）
2. 会 場 宇都宮市文化会館 小ホール 宇都宮市明保野7-66
3. 内 容 第1部 国の取組について（14：05～15：15）
循環経済（サーキュラーエコノミー）政策の最前線
環境省環境再生・資源循環局資源循環課 課長補佐 山田 浩司 氏
第2部 サーキュラーエコノミー移行に向けた動静脈連携の取組紹介
（15：30～16：40）
気泡緩衝材プチプチ®の資源循環について
【製造業者】
川上産業株式会社 サステナブル推進部 部長 大橋 隆 氏
ラベル台紙の水平リサイクル事業「資源循環プロジェクト」
【製造業・リサイクル事業者】
資源循環プロジェクト代表
日榮新化株式会社 資源循環事業部 部長 本池 高大 氏
4. 定 員 400名（先着順）
5. 参加費 無料
6. 後 援 一般社団法人栃木県解体工事業協会、一般社団法人栃木県建設業協会
一般社団法人栃木県産業環境管理協会、公益社団法人栃木県産業資源循環協会
一般社団法人栃木県設備業協会、一般社団法人栃木県造園建設業協会

スキルアップを考えている
方に必須の試験です

第10回



産業廃棄物処理検定

廃棄物処理法基礎



産業廃棄物処理正処理のマスコット
「てさ丸君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

試験問題は 公式テキスト第1版(発行:令和5年9月)の内容を理解しているかを問います。
2025年4月1日時点で成立している法令に準拠して出題します。

この検定に合格すると...

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

令和7年度 「CBT方式の試験」です。

※ CBTとは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験

試験実施期間

※受験日時については、
試験実施期間内で、
受験者が選べます。

第10回 令和8年2月11日(水)～3月4日(水)

申込期間：令和8年1月7日(水)～1月28日(水)

試験会場

全国約360のテストセンター
にある最寄りの会場から
受験できます。

受験料

9,900円(税込)

全産連 研修会・セミナー

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索



申込方法

インターネット(Web)受付のみ

弊会のホームページ経由等で(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズのwebサイトから申し込めます。

受験資格

どなたでも受験可能

出題形式

CBT方式 60問(択一、選択式)

試験時間

75分

試験結果

即時判定

試験形態

テストセンターのパソコンにて回答



お問い合わせ先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間/月～金 9:00～17:00 ●定休日/土日・祝日

2025.10



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○太陽光パネルリサイクル制度の検討状況

2025年9月26日開催された中央環境審議会循環型社会部会（第61回）において、太陽光パネルリサイクル制度の検討状況が公表されました。

2025年春までは、拡大生産者責任（製造者等の費用負担）によるリサイクル制度が検討されていきました。しかし、リサイクル費用に比べて埋立処分の方が費用が安いこと、メーカー等に費用負担を求めることは難しいことなどから、新たなリサイクル制度の検討は現時点では断念されています。今後は、太陽光パネルの放置・不法投棄を防止するとともに、新しい技術を導入しつつ、経済合理性のあるリサイクルが模索されていく状況とされています。

<https://www.env.go.jp/content/000342216.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年10月27日掲載）

○再資源化事業等高度化法に関する委員会資料

2025年9月25日に開催された中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会（第12回）において、再資源化事業等高度化法の対象となる認定に関する資料が公開されました。

再資源化事業等高度化法では、高度再資源化事業について認定制度を設け、業許可、施設許可の一部免除を定めています。この認定事業は類型1、類型2、類型3という三つのパターンがあります。類型1は、動静脈連携によって再生資源を製造業者に供給するシステムを構築するものです。収集運搬と中間処理については、再委託を前提としており、認定を受ければ、廃棄物処理業の許可なく廃棄物を集めて処理することができるようになります。類型2は、高度な分離技術により資源を回収するもので、中間処理を対象としています。対象となる廃棄物は今後告示で指定されますが、まずは太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池を想定しているとされています。類型3は、既に設置されている廃棄物処理施設の更新等の際に、省エネ効果があるものについて、変更許可が不要とすることが対象として想定されています。

<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle06/000342007.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年10月20日掲載）

○再資源化事業等高度化法パブリックコメント開始

再資源化事業等高度化法の本格施行に向けた政令案の制定について、2025年9月27日から10月27日までパブリックコメント募集が行われています。

再資源化事業等高度化法は、循環型社会を推進するために、廃棄物処理業界の底上げと、高度な設備導入のための引き上げを規定しています。

再生材の質と量を確保し、製造者に供給する体制を強化することが目的ですが、廃棄物処理業者の負担増加、新たな認定制度の導入効果などが課題となるでしょう。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195250033&Mode=0>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000299524>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000299525>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年10月14日掲載）

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は「保管基準」からでしたね。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、積替えのための保管量の上限及び処分のための保管量の上限について、次の a 及び b に入る組み合わせとして正しいものはどれか。（特例として規定している場合を除く）

積替えのための保管量の上限：平均的な搬出量（1日あたり）に（a）を乗じた数量

処分のための保管量の上限：処理能力（1日あたり）に（b）を乗じた数量

- | | a | b |
|-----|------|----|
| (1) | 5 | 10 |
| (2) | 7 | 14 |
| (3) | 10 | 20 |
| (4) | 規定なし | 14 |
| (5) | 規定なし | 20 |

【解説】

積替えのための保管量の上限は平均的な搬出量（1日あたり）に7を乗じた数量であり、処分のための保管量の上限は処理能力（1日あたり）に14を乗じた数量となっている。なお、処分のための保管量の上限については、再生のための保管の場合など個別に規定されているものがある。

正解（2）

収集運搬の積替保管は「7日分」。処分は「処理施設の処理能力の14日分」が「基本」「原則」でしたね。では、具体的な事案で練習してみましょう。

Q、事業者Xは生産工程から排出される廃プラスチック類を自社の工場内にある焼却施設（設置許可取得済）において焼却処理している。この工場において処分のために保管できる最大量は次のうちどれか。ただし、計算条件は次のとおりとする。

（計算条件）

産業廃棄物焼却施設の処理能力 200kg/h

産業廃棄物焼却施設の稼働時間 8 時間

産業廃棄物焼却施設の火格子燃焼率 150kg/m²h

処理する廃プラスチック類の見かけ比重 0.35

保管場所の面積 1,000m²

- (1) 1,050t
- (2) 800t
- (3) 350t
- (4) 22.4t
- (5) 16.8t

～廃棄物処理問題～

【解説】

処分のための保管上限は処理能力の14日分である。

したがって、 $200\text{kg/h} \times 8\text{h} \times 14\text{日} = 22,400\text{kg} = 22.4\text{t}$

なお、「1日あたりの処理能力」は稼働時間が8時間未満の場合は8時間に換算し、8時間を超える場合は実働時間で計算するとされている。(直近通知は令和2年3月30日)

正解(4)

この問題は、「処理施設の能力」の考え方も知っていないと解けないですね。ちなみに、この処理施設が24時間稼働だと、まったく同じ焼却施設でも、その能力は3倍の $200\text{kg/h} \times 24\text{h} = 4800\text{kg} = 4.8\text{t}$ /日となりますから、保管上限量も $4.8 \times 14\text{日} = 67.2\text{t}$ となります。処理施設の話になりましたので、宿題Qは処理施設のものにしましょう。皆様が関わっている産業廃棄物も焼却炉にお世話になっていることも多いのでは。では、その焼却炉が適正に稼働しているか？判断できますか？

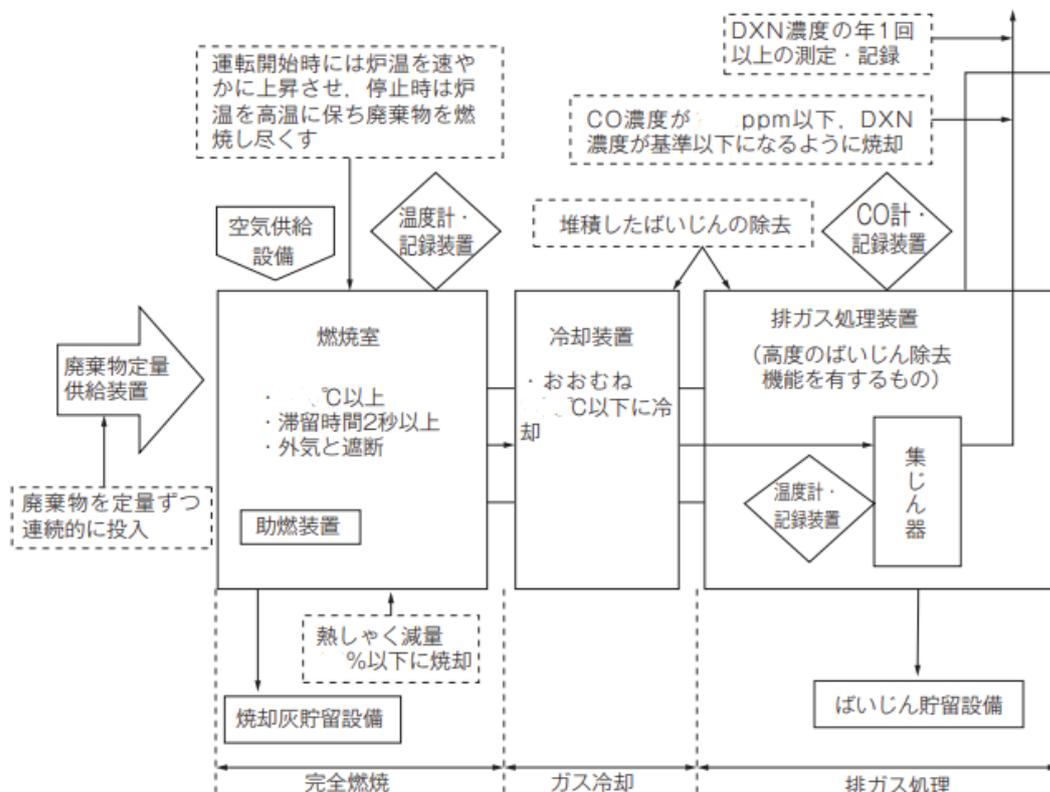


宿題Q

次のうち、政令第7条第13号の2の産業廃棄物の焼却施設の維持管理基準を遵守していないものはどれか。

- (1) 二次燃焼室出口で測定している燃焼ガスの温度が 820°C であった。
- (2) 焼却灰の熱しゃく減量が 8% であった。
- (3) 煙突から排出される排ガスの一酸化炭素濃度が 80ppm であった。
- (4) バグフィルターに流入する燃焼ガスの温度が 180°C であった。
- (5) ばいじんと焼却灰を混合して排出した(混合物は搬出後埋立処分する)

<参考図>問題の箇所は白抜きにしています。



ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



「死亡労働災害多発警報」発令中～栃木労働局～

令和7年8月末現在、栃木県内では、労働災害による死亡者が前年より6人増加し、12人と倍増しています。昨年は、死亡労働災害が9月以降に多発し、10年ぶりに20人を超えたことも踏まえて、令和7年9月1日付けで、栃木労働局長は「死亡労働災害多発警報」を発令しました。

前号で取り上げたように、「清掃・と畜業」も今年1件発生しています。



栃木労働局・労働基準監督署

1 発令期間

令和7年9月1日から令和7年12月31日（発令日：令和7年9月1日）

2 期間中の重点事項

死亡労働災害を防止するため、リスクアセスメントを実施し、安全な作業計画、作業手順を徹底するため、安全衛生教育を確実に実施し、基本的な安全措置を徹底すること。」を推進するとともに、次の2つを最重点項目として推進する。

◎ 最重点項目（1）： 墜落災害対策

昨年において、あらゆる業種で多発した「墜落」死亡災害を発生させないための対策徹底

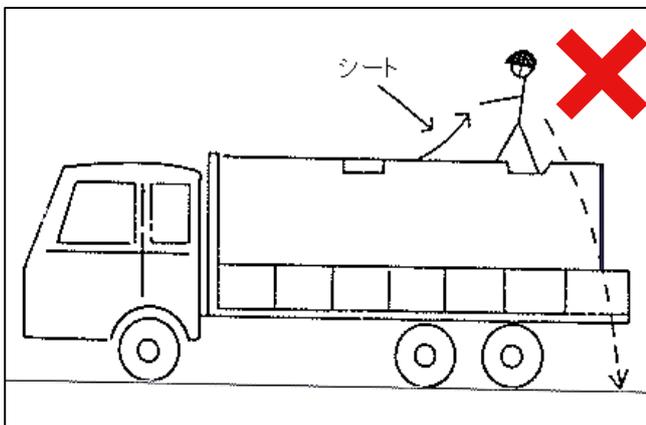
◎ 最重点項目（2）： 高年齢労働者対策

本年を含め近年多発している高年齢労働者が労働災害に遭わないため、高年齢労働者に合わせた職場環境の改善や、作業配置の配慮等、エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）の推進

産業廃棄物処理業の収集・運搬時や処理施設で、『◎最重点項目（1）： 墜落災害対策』に該当する労働災害が、過去に何件も発生しています。

A) 収集・運搬

下記のイラストのような状況で、荷台から墜落・転落しています。



～ワンポイント安全衛生～

昇降設備の設置は、令和5年の法改正により、最大積載量が2トン以上の車両に拡大されました。

また、客先等ではガイドラインによる墜落制止器具の取付設備を設けている事業場が増えてきています。

貨物自動車への昇降設備の設置が必要な作業			
作業床面	1.5m強 ※	荷台上の荷の上面	荷台上
令和5年改正前	必要 (最大積載量によらず)	必要 (最大積載量 5t 以上)	不要 (だが設置が望ましい)
令和5年改正後	必要 (最大積載量によらず)	必要 (最大積載量 2t 以上)	必要 (最大積載量 2t 以上)

※ 作業床面の高さが地上から2m以上ある場合には、墜落防止措置として手すりの設置が必要です。



B) 処理施設

右記や下記のイラストのような状況で、高所から墜落・転落しています。

墜落防止設備の設置が必要です。

神奈川県内では、手すりのチェーンが切れて、墜落による死亡災害が起きています。



[参考資料]

- ・「死亡労働災害多発の警報発令」(栃木労働局)
- ・職場のあんぜんサイト (イラストNo.58、101607)
- ・「初歩の労災防止マニュアル第4版」
(神奈川県産業資源循環協会 (2025年発行))

CSP労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

【記事の訂正】

＜10月号に掲載した記事＞

(質問者)

自宅の庭の芝生を刈るための芝刈り機を利用しており、燃料はガソリンですが不純物が混じってしまい使用できなくなったガソリンが出てしまいました。市に照会したら、電話するように言われ連絡しましたが、どうしたら良いですか。

(協会)

当協会が処分しているわけではないので、処分できる業者を紹介しますが、その前に、廃棄物の区分け、処分業者についてご説明します。

一般家庭から不要になったものは、一般廃棄物に該当します。その中で、爆発性や腐食性、感染性等の廃棄物は、特別管理一般廃棄物に該当します。

特別管理一般廃棄物の処分は、性状が特別管理産業廃棄物と同等であるため、特別管理産業廃棄物の処分の許可があれば、特別管理一般廃棄物の処分が法律で認められておりますので、今回は、特別管理産業廃棄物の廃油の処分の許可業者をご紹介します。

先月号で、上記の記事を掲載しましたが、訂正をいたします。

廃棄物処理法施行令第1条に特別管理一般廃棄物が定められていますが、ここを確認すると特別管理一般廃棄物は、PCB、廃水銀、感染性とばいじんが定められており、廃油につきましては特別管理一般廃棄物の定めがありませんでした。従って、一般廃棄物の場合は、揮発油類、灯油類及び軽油類の廃油でも特別管理一般廃棄物には該当せず、一般廃棄物になりますので、訂正をします。産業廃棄物の廃油は、揮発油類、灯油類及び軽油類の場合は特別管理産業廃棄物に該当しますが、一般家庭からでる不要になった揮発油類、灯油類及び軽油類は、特別管理ではなく通常の一般廃棄物になります。

今回は、特別管理産業廃棄物（廃油）の焼却の許可を取得している業者を紹介しましたが、この業者は同時に一般廃棄物の処分の許可も市から取得しており、適正にかつ適法に処分されておりましたので、御報告させていただきます。

因みに、産業廃棄物の場合には、pH2以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、廃石綿は特別管理産業廃棄物に該当しますが、一般廃棄物の場合には、pH2以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、廃石綿でも一般廃棄物になります。

今回の御指摘につきましても、協会を陰に日向に見守っていただいております廃棄物処理法のスペシャリストに御教示いただいたものでありまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。今後とも見守りよろしく申し上げます。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和7年11月1日現在、正会員199社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

《会社訪問》今回は、正会員の株式会社スター・ワンを訪問しました。

企業理念



1. 人と人との繋がりを大切にします。
2. 環境を考え地球に優しい活動に努めます。
3. お客様の利益の最大化に貢献します。
4. 社員の可能性を伸ばし活力ある企業をめざします。
5. 地域へ貢献します。

1. 事業内容

栃木県を拠点に全国へ各種事業者様から排出される廃棄物を収集運搬致します。迅速に関東～東北一円、近畿・北陸地方まで対応可能です。可能な限り丁寧かつ安全に、コストパフォーマンスを追及し、お客様の必要経費の削減にも意識を向けたいご提案をさせていただきます。安全と安心を第一に心がけ、地域への感謝と貢献をモットーにコンプライアンスやSDGsを念頭に置いた業務を行っております。また、大切な産業廃棄物をお預かりする上で、情報セキュリティにも細心の注意を払い業務に取り組ませていただきます。

2. 会社から一言

仕事をしていく上で一番大切なことは人と人との繋がりだと思っております。信頼を第一に、関わるお互いがより良くなるように努めることで地域の貢献へ還元できると信じております。

3. 企業概要

商号：株式会社スター・ワン

代表者：代表取締役 小曾戸宏至

設立：2017年6月1日

本社：〒328-0135 栃木県栃木市千塚町 234-3

新井営業所：〒328-0061 栃木県栃木市新井町 1007-9

トラックプール：〒328-0061 栃木県栃木市新井町 1013-1

連絡先：新井営業所：Tel 0282-25-8120 / Fax 0282-25-8121

社員数：12名



↑会社ホームページはこちらから



4. 許可の取得状況

☆特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号：栃木県(00950197395)その他 14 都道府県

☆産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号：栃木県(00900197395)その他 21 都道府県

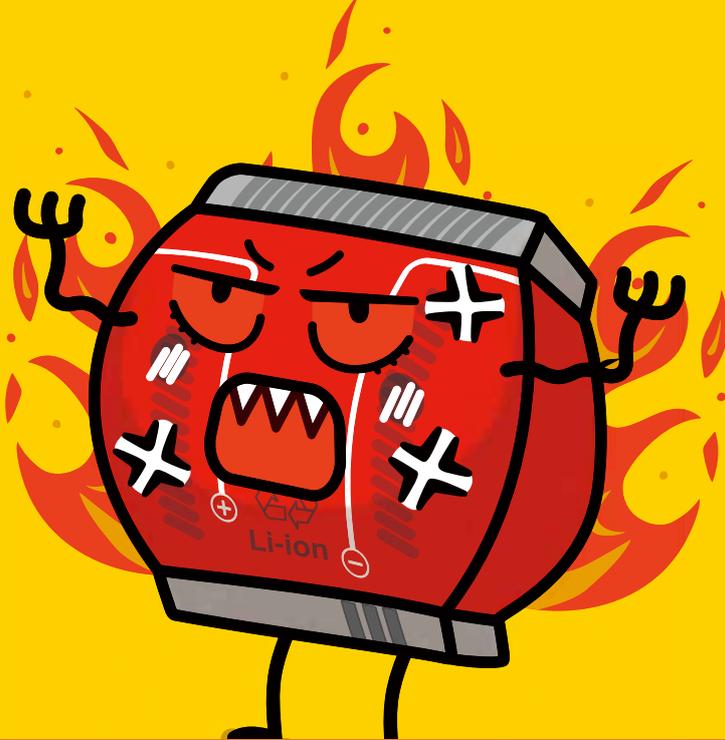
JWNET 加入者番号：2028608 公開確認番号：564222

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

事業者のみなさま 使用済みリチウムイオン電池は 分別して適切に排出してください

ぼくら本当に発火しちゃいますから！
本当まじ勘弁だっつーの！



11月はリチウムイオン電池による火災防止月間です



動画
公開中



不要になったリチウムイオン電池・
電池使用製品は、

事業所・工場 分別して、処理が可能な
産業廃棄物処理業者に委託してください。

ご家庭 お住まいの市町村のごみ
捨てルールに従って、捨ててください。

リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火のおそれがあります。破砕・選別などの処理工程に混入すると発火することがあり、大変危険です。廃棄物の処理施設では、火災が多数発生しています。



提供：独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)



提供：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会



提供：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

このため、リチウムイオン電池・電池使用製品の排出時には、以下の点を守ってください。

<p>無理に 外さない</p> <p>電池一体型の製品は、無理に取り外そうとせず、製品のまま排出する。</p>	<p>他の廃棄物と 混ぜない</p> <p>リチウムイオン電池・電池使用製品は、その他の廃プラスチックや金属くずと分ける。</p>	<p>ぬらさない</p> <p>雨や水にぬれない場所で保管する。</p>	<p>電池の端子部分を 露出させない</p> <p>電池を取り外はせずの場合は、ビニールテープなどで端子部分を覆う。</p>

リチウムイオン電池・電池使用製品の判別方法



リチウムイオン電池本体には、リサイクルマークが表示されています。



電池使用製品には表示がなくても、「充電できる製品」や「電源につながなくても動く・光るなどする製品」には、リチウムイオン電池が使用されている可能性があります。

リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例

<p>電動工具</p>	<p>コードレス家電 (充電式掃除機など)</p>	<p>充電式投光器</p>	<p>トランシーバー</p>	<p>デジカメ</p>	<p>電話機 (固定・携帯・スマホ)</p>
<p>ノートパソコン・ タブレット</p>	<p>モバイル バッテリー</p>	<p>加熱式たばこ</p>	<p>電気シェーバー・ 電動歯ブラシ</p>	<p>ハンディファン</p>	<p>おもちゃ</p>

分別したリチウムイオン電池・電池使用製品は、処理が可能な廃棄物処理業者に委託してください。

セーフリサイクル! リチウムイオン電池!





サステナブルな生活

マイボトルで
テイクアウト



アップサイクルのファッション



とちぎごみゼロ プロジェクト

Tochigi 530 Project vol.2

栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言

ゴミ問題はどこかの誰かの問題じゃなく、
私たちひとりひとりの問題だから。
私らしくできることを無理なく続けよう。

2025.10/1(水) >> 12/26(金)

カーボンニュートラルなおでかけ



エコバッグでプラ削減



ペットボトルは
リサイクル



通学路で子どもと一緒に



週に一度だけ
職場のまわりを



ゴミひろいキャンペーンに参加して
豪華宿泊券
プレゼントを
もらおう!
裏をCHECK>

キャンペーン期間: 2025.10/1(水) >> 12/26(金)



“私らしいゴミひろい”をしたら
Instagramから投稿! 抽選でプレゼント!

第1弾

10月

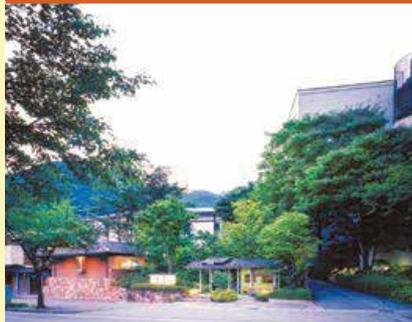


A賞
1組

那須 リゾートホテル
ラフォーレ那須
ペア宿泊券

第2弾

11月



A賞
1組

鬼怒川 鬼怒川
パークホテルズ
ペア宿泊券

第3弾

12月



A賞
1組

那須 ホテル
エピナール那須
ペア宿泊券

B賞
各月5名

県内商業施設「商品券3000円分」
福田屋百貨店各店/ジョイフル本田宇都宮店/
東武宇都宮百貨店/ショッピングモール ベルモール
※いずれかのものになります。※指定はできません。

C賞
各月50名

とちぎ530プロジェクト
「オリジナル軍手」

キャンペーンの詳細情報はコチラ(栃ナビ!のサイト)



参加方法

1 フォロー&
いいね

Instagramの
キャンペーンアカウント
「tochigi_530」を
フォロー&
投稿をいいね >>>



2 写真を
撮る

ゴミひろいの
写真を撮る >>>



3 投稿

自分のアカウントから、
「#とちぎ530プロジェクト」
のハッシュタグをつけて投稿



期間中、何度でも投稿できます!

当選者にはDMで事務局よりご連絡いたしますので、キャンペーン期間中は
フォローしていただくようお願いいたします。

カーボンニュートラルの取組

中小機構がワンストップでサポートします！

取引先から
カーボンニュートラルへの取組に
ついて聞かれて困ったな…

カーボンニュートラルに向けて、
省エネの次に
何をすればいいのかな？

CO₂排出量の削減って、
具体的にどう取組めば
良いんだろう…



カーボン
ニュートラルの
一般的な進め方


知る
認知理解


測る
現状把握


減らす
計画策定・実行



無料



知る

セミナー・ 講習会開催

中小企業向け
支援機関向け

- セミナー共催、講師派遣等のご対応
- 内容や時間は個別にご相談の上決定
- 特徴：公的機関として施策情報等も交えた幅広い情報提供が可能

無料



知る

相談窓口

中小企業向け

- 相談時間：平日9時～17時（1時間/回）
- 相談形態：対面またはオンライン（Zoom・Microsoft Teams）
- 何度でもご相談可能

※事前予約制
※窓口開設日は地域本部によって異なります。

無料



測る

CO₂排出量 算定支援

中小企業向け

- 貴社のCO₂排出量算定を専門家がサポート（最大3回）
- 支援内容の一例：
①現状把握
②課題発見
③削減対応の検討

※本支援は「事業再構築相談・助言」の専門家派遣を活用した支援です。

有料



減らす

ハンズオン 支援

中小企業向け

- 専門家が、カーボンニュートラルに向けたCO₂排出量削減計画策定・実行等をサポート
- 特徴：
①企業ごとの課題に合わせた支援計画の作成
②企業が主体的に取り組む活動をサポートするプロセス型支援

※ご利用には審査があります。



事例 1

- ・製造業（ラベル、印刷関連加工品）
- ・従業員数：約50名

👍
企業経営の観点からも
アドバイスが可能です！

お悩み

取引先からCO₂排出量について
報告要請があった。
今後、他の取引先からも
来る可能性があるの、
どう対応すれば良いか知りたい…



対応内容

- 大手電機メーカー出身の専門家が、相談窓口で大企業の視点も交えながらカーボンニュートラルの具体的な取組方法を説明。
- 取引先からの要請に対応するため、まずは自社のCO₂排出量算定を行うことに。
- CO₂排出量算定支援では、基準年や目標年の設定のほか、目標達成に向けた今後の取組についてもアドバイス。

解決！

- ✓ 取引先からの要請にどう対応すべきか、今後の道筋が見えました！
- ✓ カーボンニュートラルに向けて取り組んでいくことの意味表示として、中小企業版SBT認証*も取得しました！

*SBT=Science Based Targetsの略。科学的根拠に基づいて設定した企業の温室効果ガス削減目標のこと

ご利用いただいた支援メニュー

- 💡 相談窓口
- 📄 CO₂排出量算定支援
- 🏠 ハンズオン支援



事例 2

- ・小売業（自動車販売・整備）
- ・従業員数：約100名

👍
自社で取組を継続できる
仕組みづくりを目指します！

お悩み

CO₂排出量削減のためには、
何をどうすれば良いのか
わからない…



対応内容

- エンジニアリング会社で工場の省エネ検討を行ってきた専門家が、CO₂排出量算定支援を通じてカーボンニュートラルの概要や他社の取組事例を説明。
- 理解を深めていただいた上で、CO₂排出量の算定や削減目標の立て方・削減策についてアドバイス。
- その後のハンズオン支援では、社内体制の構築から目標達成に向けたロードマップ作成、社外PRの方法等について8カ月に渡ってサポート。

解決！

- ✓ 社内でカーボンニュートラルの理解が深まり、
全社で取組を推進するようになりました！
- ✓ CO₂排出量削減に向けた目標や具体的な取組が整理
できました！
- ✓ 削減策を実行したことで、経費削減の効果も出始めました！

ご利用いただいた支援メニュー

- 💡 相談窓口
- 📄 CO₂排出量算定支援
- 🏠 ハンズオン支援



とちぎリ・スキリング導入促進事業補助金

留意事項

- 交付決定前の着手は対象になりません
- 審査には2週間ほどかかります
- ご検討の際は事前にご相談ください

概要

■補助対象事業者

県内に事業所を置く中小企業等の事業主（とちぎリ・スキリング導入促進事業実施要領第4条に該当する者）

■補助対象事業（対象外は裏面のとおり）

教育訓練機関（公共職業能力開発施設、企業、大学、民間スクール等）が提供する教育訓練（教育訓練機関等から講師を招いて社内で実施する教育訓練も含む）を活用して行う従業員のリスキリング

外部講師要件：公共職業能力開発施設の指導員、大学の教員等、職業訓練指導員免許を有する者又は技能検定1級に合格した者（当該教育訓練の内容に直接関係する職種に限る）、当該教育訓練の内容について専門的な知識・技能を有する指導員であり、講師経験が3年以上の者又は実務経験（講師経験は除く）が10年以上の者

要件	
10時間未満の教育訓練	
補助率等	補助限度額
受講料等 75% (対象経費詳細は裏面のとおり)	1社当たり1年度 165,000円 (ただし、自己負担した教育訓練経費の額を超えない範囲とする。)
賃金 1,000円 (1人1時間あたり)	

参考

※人材開発支援助成金(厚生労働省)との違い

訓練
時間
数

10時間以上



人材開発支援助成金(栃木労働局助成金センター)TEL028-614-2263

10時間未満



とちぎリ・スキリング導入促進事業補助金（以下問合せ先のとおり）

○申請・問合せ先

栃木県産業労働観光部労働政策課

TEL : 028-623-3234

mail : rousei@pref.tochigi.lg.jp

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

県 HP



未来を拓く、まずは始める！

申込期間：令和8年2月6日（金）まで

※2月24日（火）までに事業を完了してください

<補助金支給までの流れ>



チェック

はじめての方は、県労働政策課へご相談ください。

申請書の提出

県に「補助金交付申請書」等を提出し、交付決定を受ける。

教育訓練の実施

とちぎリ・スキリング導入促進事業補助金の対象訓練を実施。

補助金の請求

県に「補助金実績報告」等を提出し、その後、費用を請求。

■対象経費

経費	内容
賃金	教育訓練期間における従業員の賃金
教育	教材費 教育訓練に必要な教材に係る費用
訓練	材料費 教育訓練に必要な材料に係る費用
経費	受講料 教育訓練機関に支払う受講料（外部講師の招聘に係る謝金を含む）
	旅費 ・教育訓練機関への派遣に必要な旅費（鉄道賃、バス賃等を対象とし、タクシー代、駐車場代、ガソリン代、高速道路使用料は除く。） ・ホテル等の宿泊費（外部講師の招聘に係る旅費も含む）
	その他 その他知事が必要と認める経費

■対象外事業

	内容	例
1	職業又は職務に間接的に必要となる知識及び技能を習得させる内容のもの（職務に直接関連しない訓練等）	普通自動車(自動二輪車)運転免許の取得のための講習 等
2	職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの	接遇・マナー講習等社会人としての基礎的なスキルを習得するための講習 等
3	趣味・教養を身につけることを目的とするもの	日常会話程度の語学習得のみを目的とする講習 等
4	通常の業務に付随する内容のもの	ア コンサルタントによる経営改善の指導 イ 品質管理のマニュアル等の作成や改善又は社内の作業環境の構築や改善 ウ 自社の経営方針・部署事業の説明、業績報告会、販売戦略会議 エ 社内制度、組織、人事規則に関する説明 オ 自社の業務で用いる機器・端末等の操作説明 カ 自社製品及び自社が扱う製品やサービス等の説明 キ 製品の開発等のために大学等で行われる研究活動 ク 国、自治体等が実施する入札に係る手続等の説明 等
5	実施目的が訓練等に直接関連しない内容のもの	講演会、研究会、座談会、大会、研究発表会、見本市 等
6	教育等の実施が法令等で義務付けされているもの	ア 労働安全衛生法に基づく講習（法定義務の特別教育） イ 道路交通法に基づき事業者に科せられる法定講習 等 ※なお、労働者にとって資格を取得するための法定講習等である場合は除く ウ 建設業法の定める土木施工管理技士を取得する訓練 エ 社会福祉士及び介護福祉士法の定める介護福祉士試験を受けるための訓練 等
7	技能・知識の習得を目的としていないもの	意識改革研修、モラル向上研修 等
8	適性検査や試験問題のみで構成されているもの	
9	資格試験（講習を受講しなくても単独で受験して資格を得られるもの）	
10	研修計画に記載のないもの又は研修計画どおりに実施されないもの	
11	研修内容が十分に確認できないもの	
12	その他、公的資金の助成を受ける研修として適切でないもの	

※申込みは先着順(受理順)となります。予算がなくなり次第、事業を停止する可能性がございます。予めご了承ください。

栃木県気候変動

適応

センター

通信 40 号

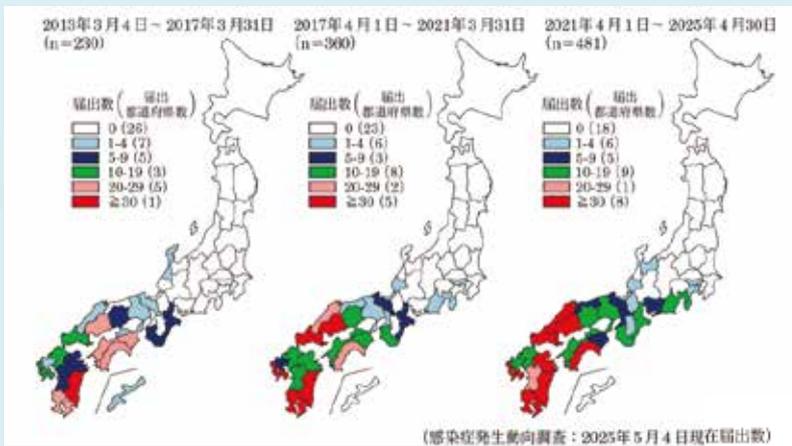
山へのハイキングなど、秋のレジャーはダニが媒介する感染症に注意!

気候変動の影響により、屋外に生息するダニの活動範囲が拡大しており、それに伴い、ダニが媒介する感染症のリスクも高まっています。屋外での運動、レジャーやアウトドア活動を楽しむ際には、対策を忘れずに行いましょう。

ダニが媒介する感染症の発生地域が拡大しています

ダニが媒介する感染症のうち、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)はSFTSウイルスを保有するマダニに刺されることによって起こる感染症です。主に発熱、全身倦怠感、消化器症状が現れ、重症例では出血傾向や意識障害を伴い、死亡することがあります。マダニは主に森林や草地などの屋外に生息しており、農作業や山林での活動の際には感染予防策の徹底が求められています。

発生地域はこれまでは西日本中心でしたが、徐々に東日本へと範囲が拡大しています。気候変動による植生の変化、ニホンジカなど野生動物の行動変化によりSFTSの発生地域が拡大している可能性が示唆されています。



SFTSの都道府県別届出数

出典: 国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイトホームページ (<https://id-info.jih.go.jp/surveillance/iasr/IASR/Vol46/546/546t.html>)



県内では令和7年9月時点で2件報告されています!



マダニに刺されないよう注意しましょう!

マダニの活動が盛んな春から秋にかけては、マダニに刺される危険性が高まるため、草むらや藪などのマダニが多く生息する場所に入る場合には注意が必要です。

- ① 肌の露出を減らす服装をする
- ② 野外活動後にマダニが付いていないか確認する
- ③ 服に付いたマダニはガムテープを使って取り除く
- ④ 防虫スプレーを使い付着するマダニの数を減らす

吸血中のマダニに気が付いた際、無理に引き抜こうとするとマダニの一部が皮膚内に残って化膿したり、マダニの体液を逆流させて病原体が体内に入りやすくなってしまふ恐れがあるため、医療機関(皮膚科など)で処置をしてもらってください。

詳しくは、県感染症情報センターHPで確認! ▶



服装のポイント

- ◇ 帽子・手袋を着用、首にはタオル
- ◇ 長袖・長ズボンを着用
- ◇ シャツの袖口は手袋の中に入れる
- ◇ シャツの裾はズボンの中、ズボンの裾は靴下か長靴の中に入れる
- ◇ 足を完全に覆う靴を着用
- ◇ マダニを見つけやすい明るい色の服を着る



栃木県気候変動適応センター【事務局: 栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP▶



◀ X (旧 Twitter)

栃木県内のまつり・イベント情報（11月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
～11月16日(日)9:00～15:00(下り最終15:30)	ハンターマウンテン紅葉ゴンドラ	那須塩原市	ハンターマウンテン塩原	ハンターマウンテン塩原	0287-32-4580
～2026年1月5日(月)	塩原温泉ライトアップ「塩原イルミネーションナイト」	那須塩原市	■紅の吊橋紅葉ライトアップ 10月18日(土)～11月30日(日) ■塩原温泉湯っ歩の里ライトアップ 11月1日(土)～2026年1月5日(月)	那須塩原市観光局 塩原温泉観光協会	0287-46-5326 0287-32-4000
～11月16日(日) ■ライトアップ時間/16:30～20:00	足利灯り物語2025	足利市	史跡足利学校、鑲阿寺、足利織姫神社、物外軒茶室・庭園 ※物外軒は11月15日(土)・16日(日)・22日(土)・23日(日)※足利織姫神社は16:30～22:00 ※物外軒は22日(土)、23日(日)は17:00～20:00	足利灯りのある街づくり実行委員会((一社)足利市観光協会)	0284-43-3000
11月～3月	白鳥飛来	大田原市	羽田沼(大田原市羽田) 琵琶池(大田原市藤沢)	大田原市観光協会	0287-54-1110
11月1日(土)～12月31日(水)	鹿沼そば天国スタンプラリー2025	鹿沼市	鹿沼そば振興会23店舗	鹿沼そば振興会事務局	0289-63-2188
■人間国宝田村耕一美術館 11月14日(金)～16日(日)16:00～20:00 ■唐沢山神社・唐沢山城跡 11月22日(土)～24日(月・祝)、29日(土)・30日(日)16:00～20:00	さのあかり ～光と巡る日本庭園と参道～	佐野市	人間国宝 田村耕一美術館 唐沢山神社・唐沢山城跡	さのあかり実行委員会事務局	0283-21-5111
11月15日(土) 16:30～18:50	夜間臨時運行バスで行く! 奥日光ナイトサファリ	日光市	集合:赤沼自然情報センター(コース:赤沼～千手ヶ浜)	日光自然博物館	0288-55-0880
11月15日(土)～24日(月・振休) 16:30～19:00	華厳滝ライトアップ	日光市	県営無料観瀑台(日光市中宮祠)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
11月15日(土)～16日(日) 9:30～15:00	そば天国「鹿沼そば味比べ!」	鹿沼市	鹿沼市花木センター	鹿沼そば振興会(鹿沼市観光交流課内)	0289-63-2188
11月16日(日)・23日(日・祝)・24日(月・振休) 10:30～16:00	だいや日曜市	日光市	日光だいや川公園	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
11月20日(木)～1月18日(日) 17:00～22:00	うつのみやイルミネーション2025	宇都宮市	オリオンスクエア・釜川周辺・パンパ通り・オリオン通り・東武馬車道通り・ユニオン通り	宇都宮まちづくり推進機構	028-632-8215
11月22日(土) 花火打上は19:00～[予定]	サシバの里いちかい秋まつり花火大会	市貝町	市貝町中央公民館(市貝町上根1577)	市貝町産業振興課	0285-68-1118
11月22日(土)～23日(日・祝) 10:00～15:00	第2回新そばまつり	日光市	日光だいや川公園	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
11月22日(土)14:00～15:30 23日(日・祝)10:00～11:30	木の実のクリスマスリース作り	日光市	日光湯元ビジターセンター	自然公園財団 日光支部	0288-62-2461
11月23日(日・祝)～1月3日(土) 17:00～21:00	第15回グリムの森イルミネーション	下野市	グリムの森「グリムの館」	下野市ウインター活性化推進協議会(代表 有野一夫)	0285-53-1829
11月28日(金)～2026年1月25日(日) ・2026年1月30日(金)からはかまくら祭と同時開催	湯西川温泉 平家あかり	日光市	■湯西川河川会場 開催期間/11月28日(金)～12月21日(日)毎日開催 点灯時間/17:00～21:00 ■平家の里会場 開催期間/11月28日(金)～2026年1月25日(日)金・土・日のみ開催 2026年1月30日(金)からはかまくら祭と同時開催 点灯時間/17:00～21:00	(一社)日光市観光協会 平家の里	0288-22-1525 0288-98-0126
11月30日(日) ■オープニングイベント 9:00～9:30	杉並木ウォーク～400年のとぎを歩く～	日光市	■スタート 道の駅日光 ■休憩 日光だいや川公園 ■ゴール 日光東照宮五十塔前	栃木県生活文化スポーツ部文化振興課	028-623-3460

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】 一 許可証の変更等について一

協会員の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記一

毎年 12 月に発表される新語・流行語大賞は、その年の出来事や社会的関心事を浮き彫りにしてくれて好きなイベントの一つで、先日、2025 年の大賞ノミネート 30 語が発表されました。

「オンカジ」「緊急銃猟/クマ被害」「古古古米」「7 月 5 日」「戦後 80 年/昭和 100 年」「卒業証書 19.2 秒」「トランプ関税」「ミャクミャク」「二季」「働いて働いて働いて働いて働いて働いてまいます」この辺まではウンウンと頷けたのですが、「エッホエッホ」「チャッピー」「ぬい活」「ラブブ」あたりになると???ほんとに流行ってたの?って感じです。皆さんはいくつ分かりますか?

一 事務局だより一

☆ 10 月 15 日（水）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が、ハイブリット形式で開催され、菊池会長が Web 会議にて出席しました。

☆ 10 月 17 日（金）

環境学習出前授業が、宇都宮市の岡本小学校において開催され、福田青年部長をはじめ 14 名の青年部員が参加しました。

☆ 10 月 18 日（土）

C S R 活動の一環として、ジャパンカップクリテリウム終了後に清掃活動を行い、福田青年部長をはじめ 15 名の青年部員が参加しました。

☆ 10 月 21 日（火）

安全・安心の道づくりを求める県民大会が、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて開催され、山口副会長、野中常務理事兼事務局長が出席しました。